

大阪府下水道ボランティア規約

(名 称)

第1条 本会は「大阪府下水道ボランティア」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、大阪府を退職した様々な分野の会員が、長年にわたり培ってきた知識・経験を活かし、自らの負担で大阪府の流域下水道事業を支援するとともに、下水道事業と切り離すことのできない環境についても関心を持ち自己研鑽を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は、大阪府の退職者で本会の趣旨に賛同し入会を希望するもので、所定の会費を納入したものとする。

(活 動)

第4条 本会は以下の活動を行う。

- (1) 大阪府からの要請に基づく流域下水道事業の支援活動
- (2) 大阪府からの要請に基づく非常時の行政支援活動
- (3) 会員相互のネットワークを通じた、自己研鑽及び情報発信
- (4) 下水道・環境を理解してもらうための自主的啓発活動の企画
- (5) その他、社会貢献に資すること。

(事務局)

第5条 本会を運営するために事務局を設置し、以下の事務を執り行う。

- (1) 会費の徴収
- (2) 会員の登録・抹消および会員名簿作成
- (3) 活動計画案、予算案、活動報告書、決算書の作成
- (4) 大阪府等との連絡調整
- (5) 会員への諸情報の伝達
- (6) 活動中の事故対応のための保険加入事務処理
- (7) その他

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| ・代 表 | 1名 |
| ・副 代 表 | 2名 |
| ・幹 事 | 若干名 |
| ・会 計 | 1名 |
| ・会計監査 | 1名 |

代表は、会務を統括し本会を代表する。

副代表は、代表を補佐し、代表に事故等が生じた場合、その職務を代行する。

幹事は、代表および副代表の指揮のもと、会務を執行する。
会計は、会費を徴収し、会計事務を行う。
会計監査は、会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選任・解任)

第7条 役員は総会で選任し、任期を1カ年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第8条 総会は年1回以上開催し、代表がこれを招集し以下を審議する。

- (1) 役員を選出および解任の承認
- (2) 活動計画、活動状況の報告
- (3) 予算案、決算報告の承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他

(総会の議決)

第9条 総会は、会員の3分の2以上の出席により成立する。

ただし、委任状及び通信上の意思表示をもって出席とみなすことができる。

2. 総会の議決は、出席者（委任および通信上での出席者を含む）の過半数以上の同意を必要とする。

(会計)

第10条 本会の経費は、以下に定める収入をもってあてる。

- (1) 会費
 - (2) 臨時会費、寄付金、その他の収入
2. 会費の金額等は、別に「会費規則」で定める。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は次の各号に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 本人の申し入れがあったとき
- (2) 会員が死亡したとき
- (3) 会費を1年間納入しないとき

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会の議をもって処理する。

附 則

この規約は、平成17年11月15日から施行する。

改 訂 : 平成22年 4月16日

改 訂 : 平成28年 4月21日

大阪府下水道ボランティア会費規則

(目 的)

第1条 大阪府下水道ボランティア規約第10条第2項に基づき、会費規則を定めるものとする。

(会 費)

第2条 大阪府下水道ボランティアの会費は、年間1,000円とし、総会等の臨時費用については、その都度、必要額を徴収する。

附 則

この規則は、平成17年11月15日から施行する。